平成２２年（フ）第９７号
秋田県仙北市西木町桧木内字松葉43番地
債務者　武藤　雄也
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月21日午後４時
秋田地方裁判所大曲支部

平成２２年（フ）第８２９号
岡山市南区浜野４丁目12番21号
債務者　藤原　康男
1　決定年月日時　平成23年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月25日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９３９号
岡山市東区可知２丁目６番１―106号
債務者　左近美代子
1　決定年月日時　平成23年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月15日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９１２号
静岡市清水区梅田町11番19号　駿河ハイツ10号棟102号室
債務者　田造まさ江
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月16日午後３時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９３５号
静岡市駿河区西脇931番地の５、旧住所静岡市駿河区大和２丁目８番28号
債務者　鈴木　博之
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月16日午後３時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９３６号
静岡市駿河区西脇931番地の５、旧住所静岡市駿河区大和２丁目８番28号
債務者　鈴木　礼子
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月16日午後３時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７１号
島根県浜田市上府町イ1894番地
債務者　上岡　弘昭（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月28日午後１時15分
松江地方裁判所浜田支部

平成２２年（フ）第６０４号
青森県上北郡横浜町字向平122番地２
債務者　畠山かおり
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月20日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２５８号
静岡県富士市柚木212番地　富士清マンション203号、前住所静岡県富士市柚木43番地の６
債務者　重岡　和成
1　決定年月日時　平成23年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月24日午後１時15分
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第６７８号
静岡市駿河区用宗５丁目６番33号、旧住所静岡市駿河区石部16番16号
債務者　小柳　通孝
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月15日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７５８号
東京都豊島区上池袋１丁目26番６号　ソルクレスト池袋303号、旧住所静岡市駿河区大坪町９番４号
債務者　上野　正子
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月15日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２２年（フ）第４１号
島根県浜田市蛭子町63番地
破産者　有限会社浜田乳販
1　決定年月日　平成23年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所浜田支部

平成２１年（フ）第２６０号
静岡県富士宮市小泉2280番地の12
破産者　大竹　篤教
1　決定年月日　平成23年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第４０３５号
大阪府大東市御供田５丁目６番10号
破産者　株式会社ティー・ピー・エー
1　決定年月日　平成23年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４９４７号
大阪府門真市千石東町15番28号
破産者　有限会社西條組
1　決定年月日　平成23年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７６３７号
大阪市中央区北浜東１番12号
破産者　株式会社イワノアーツ
1　決定年月日　平成23年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部